特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税賦課事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
南砺市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
南砺市長

公表日
平成30年7月27日

［平成29年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及び国民健康保険法による保険料の賦課徴収に関する事務並びにこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収及び地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【国民健康保険税賦課事務の概要】 国民健康保険税の課税を行う。 【業務の流れ】 ①毎月の国民健康保険の異動者で、転入による被保険者のうち、南砺市で住民税課税対象でない人について、転出自治体に課税状況を調査し、把握する。 ②転出自治体においても課税状況が不明の人は、申告書を送付し、課税状況を把握する。 ③7月1日に本算定（当初課税）を行い、課税対象の世帯主へ課税を案内し、7月から翌年2月までの8回を月末期限として徴収する。 ④以降は、異動による課税変更を案内する。 ⑤過年度の加入資格変更及び所得の変更による過年度変更処理を行う。 ⑥課税状況調、基盤安定交付金申請、調整交付金申請の調査資料作成を行う。 ⑦確定申告用納付状況を案内する。
③システムの名称	・国民健康保険税賦課システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名（連携）システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一（16及び30の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1，2，3，4，5，26，27，30，33，39，42，58，62，80，87及び93の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条及び第46条　※30の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長　沖田　澄夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係　情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1596　富山県南砺市苗島4880番地　　TEL：0763-23-2003　　FAX：0763-22-1114

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	鳥越　知証	税務課長　梅原　学	事後	
平成28年10月17日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	【業務の流れ】 (①・②省略) ③7月1日に本算定(当初課税)を行い、課税対象の世帯主へ集合税2期変更通知に合わせ課税案内 ④年金特徴者へ課税明細の送付(7月が対象課税世帯主全員へ、その他は、該当者へ毎月案内) ⑤以降は異動による課税変更案内(集合税の変更案内) ⑥過年度の加入資格変更、所得の変更による過年度変更処理 ⑦課税状況調・基盤安定交付金申請・調整交付金申請の調査資料作成 ⑧確定申告用納付状況案内	【業務の流れ】 (①・②省略) ③7月1日に本算定(当初課税)を行い、課税対象の世帯主へ課税案内 ④以降は異動による課税変更案内 ⑤過年度の加入資格変更、所得の変更による過年度変更処理 ⑥課税状況調・基盤安定交付金申請・調整交付金申請の調査資料作成 ⑦確定申告用納付状況案内	事後	
平成28年10月17日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(16、30の項)	・番号法第9条第1項　別表第一(16及び30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	事後	
平成28年10月17日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93の項) [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87及び93の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 ※30、33、39及び58の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　梅原　学	税務課長　沖田　澄夫	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ［別表第二における情報提供の根拠及び主務省令］ 1，2，3，4，5，26，27，30，33，39，42，58，62，80，87及び93の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 ※30、33、39及び58の項に係る主務省令は未制定 ［別表第二における情報照会の根拠及び主務省令］ 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ［別表第二における情報提供の根拠及び主務省令］ 1，2，3，4，5，26，27，30，33，39，42，58，62，80，87及び93の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条及び第46条　※30の項に係る主務省令は未制定 ［別表第二における情報照会の根拠及び主務省令］ 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	